

# 第 71 回 東海高等学校総合体育大会 ヨット競技

## 帆走指示書

(Sailing Instructions)

[NP] この表記は、艇は他艇の規則違反に対して抗議できないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。

[SP] この表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができることを意味する。これは規則63.1、およびA5を変更している。レース委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

### 1. 競技者への通告

競技者への通告は、LINEを使用したオープンチャットを利用しておこなう。

### 2. 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下「指示」という）の変更は、オープンチャットに掲載する。帆走指示書の変更を海上で行う場合には、レース委員会艇にL旗を掲げ、口頭で通告される。

### 3. 陸上で発する信号

3.1 陸上で発する信号は、津ヨットハーバーに設置された信号柱に掲揚される。

3.2 [DP] [NP] 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗掲揚後 30分以降に発せられる」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。

3.3 予告信号予定時刻の30分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

### 4. クラス旗

420級は「420旗」（白地に青色文字）を用いる。

ILCA6級は「レーザーラジアル旗」（緑色地に赤色エンブレム）を用いる。

### 5. マーク

5.1 マーク1、2s、2pは、オレンジの三角錐形ブイ、マーク1aは、赤色の球形ブイとする。

5.2 指示7に規定する新しいマークは、黄色の円柱形ブイとする。

5.3 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

5.4 フィニッシュ・マークは、スターボードとポートの端にあるレース委員会艇とする。

### 6. スタート

6.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。

レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までに、レース委員会信号艇に音響1声と共にオレンジ旗を掲揚する。

6.2 スタート・ラインは、オレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポール間とする。

6.3 420級、ILCA6級ともに、男子と女子を同時スタートとする。

6.4 [DP] [NP] 予告信号は発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。

6.5 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』（DNS）と記録される。これは規則A5.1およびA5.2を変更している。

## 7. コースの次のレグの変更

- 7.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（又は、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。  
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 8. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールの間とする。

## 9. タイム・リミットとターゲット・タイム、およびフィニッシュ・ウィンドウ

- 9.1 タイム・リミットとターゲット・タイム、およびフィニッシュ・ウィンドウは次の通りとする。

	タイム・リミット	マーク1の タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲット・ タイム
420級	60分	25分	10分	40分
レーザー ラジアル級	70分	25分	10分	45分

- 9.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しない場合、レースは中止される。

- 9.3 ターゲット・タイムどおりにならなくても救済要求の根拠とならない。これは規則62.1(a)を変更している。

- 9.4 規則30.3、30.4に違反しないでスタートした最初の艇がコースを帆走して、フィニッシュ後10分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは規則35、A5を変更している。

- 9.5 フィニッシュの時間は男女別に記録する。

## 10. スタート後のコースの短縮又はレースの中止

レース委員会は規則32.1以外で、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風の変化や風速が一定時間5Knot未満に低下した場合、コースの短縮またはレースを中止する場合がある。この項に基づきレース委員会がレースを継続または中止したことについては、艇による救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

## 11. ペナルティー方式

- 11.1 [SP]と記載された帆走指示書の規則の違反に対する標準ペナルティーガイドラインは、6月22日(土)までに掲載される。

- 11.2 標準ペナルティーが課せられた艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

- 11.3 付則T1に基づく「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

- 11.4 レース公示の規則、およびクラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

- 11.5 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。

## 12. 抗議および救済要求

- 12.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入の上、プロテスト委員会に提出しなければならない。

- 12.2 抗議締切時間はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から60分とする。これは規則61.3を変更している。

- 12.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切時刻後30分以内に通告書を掲示する。審問は、津ヨットハーバー3階プロテストルームで行われ、抗議締切時刻前に行われることもある。

- 12.4 付則Iに基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 12.5 審問の再開要求は判決を通告された翌日の8:30大会最終日は判決を通告されて20分以内に提出されなければならない。これは規則66を変更している。
- 12.6 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。
- 12.7 規則70.5(a)(b)により、本大会のプロテスト委員会の下した判決は最終であり、競技者の上告の権利は否認されている。

### 13. 申告[SP]

- 13.1 出艇、着艇、リタイア申告は署名方式で行う。出艇しようとする選手は、8:00からD旗掲揚15分後までの間に、3番艇庫前にある用紙に署名をして出艇すること。帰着申告も同様の方式で、遅くとも該当クラスの抗議締切時刻までに行わなければならない。リタイア申告については出艇前あるいは、帰着後ただちに申告すること。
- 13.2 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、再度指示13.1の通り出艇申告をしなければならない。
- 13.3 [DP] リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意味を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。

### 14. 安全規定[NP]

- 14.1 [DP] 競技者は衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、水上にいる間は個人用浮揚用具(ライフ・ジャケット)を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。個人用浮揚用具は、IS012402-5、レベル50または同等以上の浮力を要しなければならない。
- 14.2 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ることとする。
- 14.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制的な救助を行うことができる。これは艇による救助要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 14.4 海上においてH旗を単独で掲揚した場合は、「危険が迫っている。ただちに帰着せよ。この後の指示・信号は陸上で発する。」を意味し、速やかに帰着しなければならない。

### 15. 乗員の交代と装備の交換 [NP]

- 15.1 乗員の交代を行う際は、レース委員会に口頭で伝えなければならない。
- 15.2 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、口頭によりレース委員会に行わなければならない。

### 16. 支援者艇[DP]

- 16.1 支援者艇を出艇させる際は、陸上本部にて出艇、帰着申告を行わなければならない。指示3に規定する「D旗」が掲揚されていない場合、支援者艇もこれに従うものとする。
- 16.2 支援者艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアから100m以上外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 16.3 レース委員会は、レース委員会艇に「ピンク旗」を掲揚したうえで、支援者艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、指示16.2の後段及び16.4は適用されない。支援者艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯し、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。
- 16.4 支援者艇に乗艇する全ての要員は、競技艇の帆走に影響する行動をとってはならない。これは支援者艇による引き波にも適用される。
- 16.5 支援艇はレース員会から貸与されたピンク旗を掲揚すること。

17. ごみの処分 [DP] [NP]

ごみはレース運営艇または支援艇に渡してもよい。

18. 無線通信 [DP]

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

19. リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることにある。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大である。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因 による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。主催団体は、本レガッタの前後、期間中に生じた物理的な損害、または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任を負わない。